

日本福祉大学スポーツ施設使用規程

（目的）

第1条 この規程は、日本福祉大学（以下「本学」という）のスポーツ施設の使用・貸出しを適正かつ円滑に行うことを目的とする。

（施設の範囲）

第2条 この規程に定めるスポーツ施設とは、別表1に定める施設をいう。

2 半田キャンパス、フィットネスセンター及び南知多スポーツ施設については別に定める。

（管理者）

第3条 施設使用管理の責任者は、学長とし、日常の施設使用管理は、学長の指示により施設課長が行うものとする。

（主管課）

第4条 施設使用に係る業務の主管課は施設課とする。

（使用原則）

第5条 スポーツ施設は、本学の正課授業、公式行事及び本学学生の課外活動、本学教職員の諸活動に使用することを原則とし、正課授業ならびに、公式行事の使用を優先する。

2 日本福祉大学付属高等学校（以下「高校」と称する）が、本学のスポーツ施設を使用するときは、日本福祉大学と日本福祉大学付属高等学校とのスポーツ施設運営委員会での確認事項にもとづいて行うものとする。

（スポーツ施設運営委員会）

第6条 スポーツ施設の有効利用についての協議及び高校との使用調整を行うため、日本福祉大学と日本福祉大学付属高等学校とのスポーツ施設運営委員会（以下、「スポーツ施設運営委員会」という。）を設置する。

（学生及び教職員の使用手続）

第7条 本学の学生が、課外活動でスポーツ施設の使用を希望するときは使用の2日前までにWeb申請し、学生支援課長の許可を受けなければならない。

2 Web申請は、毎月の第三木曜日以降に翌月分を受付ける。但し、受付開始後2日間は公認サークルに限った優先受付日とする。

3 本学の教職員が、業務外でスポーツ施設の使用を希望するときは、使用の2日前までにWeb申請し、施設課長の許可を受けなければならない。Web申請は、毎月の第三木曜日以降に翌月分を受付ける。

（学外者の使用）

第8条 学外者に対しては、本学の学生および教職員の使用に支障をきたさない範囲

で施設貸出しを行う。

2 前項にいう学外者とは、次の各号にかかげる以外のものをいう。

- (1) 本学の学生、教職員
- (2) 本学の学生もしくは教職員によって構成される組織または団体
- (3) 本学の諸事業の推進をになう組織または団体
(学外者の使用手続)

第9条 学外者がスポーツ施設を使用するときは、原則として使用予定日の2週間前までに施設使用許可願を施設課に提出し、学長の許可をうけなければならない。
(学外者への貸出制限)

第10条 次の各号に該当するときは、学外者への貸出しを行わない。
(1) 本学の事業に支障を生じ、また支障の生ずるおそれのあるとき
(2) 施設を破損するおそれがあるとき
(3) 責任者が不明確なとき
(4) その他、本学がその貸出しを不相当と認めたとき
(スポーツ施設の使用停止期間)

第11条 次の各号に掲げる期間は原則として、スポーツ施設の使用を許可しない。
(1) 大学行事および整備に必要な期間
(2) キャンパス閉鎖期間
(3) 上記の他、次の施設は一般入試期間を追加する
a 体育館
(施設の使用時間及び学外者の使用料)

第12条 使用時間および学外者の使用料については別表1及び別表2に定める。
2 学外者で使用を許可された者は、別表2に定める施設使用料を利用する日の1週間前までに本学が指定する銀行口座に振り込まなければならない。
3 前項にかかわらず次に掲げる場合については、施設使用料を免除することができる。
(1) 第8条2項に示された組織または団体が使用するとき
(2) その他学長が認めたとき
(使用料の返還)

第13条 使用料を納付した者で次の各号の一つに該当する場合は使用料の全額を返還する。
(1) 本学の都合で施設使用許可を取消したとき
(2) 使用者の責任でない事由により、施設使用ができなくなったとき
(使用者の義務)

第14条 使用を許可された者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
(1) 使用許可された施設以外の施設を使用しないこと。

(2) 使用目的を無断で変更しないこと。

(3) 各施設の使用心得を守ること。

（使用許可の取消）

第15条 次の各号の一つに該当するときは施設使用を許可した後においてもその使用許可を取消すものとする。

(1) 使用許可以降において第10条に定める事項に該当すると認めるとき

(2) 第12条に定める使用料を納付しないとき

(3) 第14条に定める事項を厳守しないとき

(4) 虚偽の申請で許可を得たとき

（原状回復の義務）

第16条 使用者が施設の使用を終えたときは、すみやかに原状に復さなければならない。

2 使用者が故意または過失によって施設損傷したときは、それによって生じた損害の賠償を負わなければならない。

（規程の所管課）

第17条 この規程の所管課は、施設課とする。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和59年9月1日より施行する。

2 この規程は、昭和61年4月1日より一部改正施行する。

3 この規程は、1991年4月1日より一部改訂施行する。

4 この規程は、1993年4月1日より一部改訂施行する。

5 この規程は、1995年4月1日より一部改正施行する。

6 この規程は、1996年4月1日より改正施行する。

7 この規程は、2009年4月1日より改正施行する。

(別表1)：学生及び教職員の施設使用時間

施設名	使用時間帯		備考	
	平日	休日		
スポーツ施設	体育館：アリーナ	9：00～22：15	9：00～17：00	
	体育館：リズム室	9：00～22：15	9：00～17：00	
	武道場	9：00～22：15	9：00～17：00	
	第2グラウンド・ミーティングルーム	9：00～22：15	9：00～17：00	
	テニスコート	7：30～22：15	7：30～17：00	
	バレーコート	7：30～22：15	7：30～17：00	
	バスケットコート	7：30～17：00	7：30～17：00	平日の利用時間は日没までとする
	野球場	7：30～22：15	7：30～20：00	休日の終了時間は試行措置とする
	屋内練習場	7：30～22：15	7：30～20：00	休日の終了時間は試行措置とする
	第1グラウンド	7：30～22：15	7：30～17：00	
	第2グラウンド	7：30～22：15	7：30～17：00	
	多目的フィールド	7：30～17：00	7：30～17：00	平日の利用時間は日没までとする
	アーチェリー場	7：30～22：15	7：30～17：00	
	多目的広場	7：30～22：15	7：30～17：00	

新(別表2)：学外者への貸出施設と使用料

施設名	料金 [半日(円)]	
スポーツ施設	体育館：アリーナ	30,000円
	体育館：リズム室	10,000円
	武道場	10,000円
	テニスコート	1面につき 2,000円
	バレーコート	1面につき 1,000円
	バスケットコート	1面につき 1,000円
	野球場	4,000円
	第1グラウンド	4,000円
	第2グラウンド	4,000円
	多目的フィールド	4,000円

半日の単位

学外者貸出時の半日の単位	
午前	9：00～13：00
午後	13：00～17：00